

令和6年度 長門市国民健康保険保健事業実施計画

1 目的

長門市国民健康保険保健事業実施計画は、「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針の一部(平成16年7月30日厚生労働省告示第307号)」に基づき、被保険者の健康の保持増進を図るとともに、地域の特性に応じたきめ細かい保健事業を実施することを目的とする。

2 基本方針

(1) 特定健康診査・特定保健指導等の事業

第4期特定健康診査等実施計画に基づき、生活習慣病の予防に着目した特定健康診査・特定保健指導を推進するため、被保険者の状況に応じた受診環境や保健指導体制の充実を図る。また、若年層から継続した受診を習慣的なものにするため、効果的な勧奨及び受診環境の整備を図る。

(2) 糖尿病予防事業

生活習慣の改善により糖尿病の発症・重症化を予防し、健康的な生活の継続と医療費の適正化を図る。

(3) 糖尿病性腎症重症化予防事業

糖尿病が重症化するリスクの高い未治療者・治療中断者を医療に結びつけるとともに、糖尿病性腎症で通院する患者のうち、重症化するリスクの高い者に対して生活指導を行うことで、人工透析への移行を防止することを図る。

(4) 高血圧症予防事業

生活習慣の改善、主に減塩の意識等良い食習慣を持ち実践する人を増やすことにより、健康的な生活の継続と医療費の適正化を図る。

(5) 人間ドック・脳ドック及び歯科健康診断助成事業

被保険者の健康管理、疾病の早期発見、受診者の費用負担の軽減を目的に「長門市国民健康保険人間ドック等実施要綱」に基づき実施する。

(6) 重複・頻回受診者への指導事業

同一疾病により複数の医療機関を受診している者及び同一月に医療機関に頻回に受診している者に対し、適正な受診指導や保健指導を行い、自らの健康に対する意識を強めてもらい適切な受診につなげる。

(7) 普及啓発事業

被保険者の健康増進、疾病予防を図るとともに、医療費の適正化に資するため、様々な機会をとらえ、普及啓発を推進する。

(8) 健康教室等の事業

地域の実情に応じ、関係部署及び関係機関・団体と連携した健康教育事業を実施する。

(9) 推進体制の整備

市町村国保は制度の性質上、加入時にすでに受療中という被保険者も多い。関係部署及び関係機関・団体との連携を強化し、市民の健康向上につながる保健事業に取り組む。

(10) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

高齢者への保健事業を実施する際は、後期高齢者保健事業及び介護保険の行う地域支援事業と一体的に実施するよう努める。

※(1)～(4)については、データヘルス計画の医療分析等による健康課題に基づいた対策事業として実施。

3 事業計画

基本方針に基づき、以下の事業を実施する。

事業名	内 容
特定健康診査・特定保健指導事業	1. 特定健康診査 【目標・評価指標】特定健診受診率:40% 【対象者】40歳以上 75歳未満の被保険者 【実施方法】各地区保健センター等で委託業者が行う集団健診、市内医療機関における個別健診 【実施期間】 ① 個別健診：6月1日～11月30日 ② 集団健診：6月6日～12月15日 【自己負担額】無料 2. 特定保健指導 【目標・評価指標】特定保健指導終了率:20% 特定保健指導終了者の健診結果改善率 HbA1c:65.0%、血圧:50.0%、脂質:100% 【対象者】特定健診受診者の健診結果及び質問項目をもとに選定・階層化し、A「情報提供」のみを、B「情報提供」に加え「動機付け支援」、C「情報提供」に加え「積極的支援」に該当する者。 【実施方法】直営(市職員が実施)、委託(委託医療機関) 【実施期間】通年 【自己負担額】無料 3. 特定健康診査未受診者対策の取組 ①若年層の受診環境整備 集団健診の休日健診等、受診環境の充実を図る。 ②勧奨 未受診者を対象に年に2回勧奨ハガキを送付。 ③周知・啓発 窓口でティッシュ配布、ポスター掲示、市ケーブルテレビなど効果的な啓発を行う。公民館の各種講座、老人クラブ、サロン等に出向き受診率の向上、特定保健指導利用率向上の健康講座を開催する。 ④データ提供依頼 事業所健診結果のデータ提供を依頼。

	⑤関係機関と連携した啓発事業 がん検診、協会けんぽ特定健診等を実施する関係部署とも連携し、市全体の健康意識の醸成を目的とした事業に取り組む。 ⑥治療中患者の診療情報提供事業 すでに通院中のため特定健診を受診しない被保険者について、本人同意のもと、医療機関から検査データの提供を受けることで、特定健診を受診したものとみなす。
糖尿病予防事業	① 糖尿病予防教室 【目標・評価指標】血糖値改善率:45.0% 【対象者】特定健診受診者のうち 40 歳～74 歳までの HbA1c5.6～6.4%で糖尿病の治療を受けていない者。 【実施方法】特定健診結果から対象者を選定し、糖尿病予防教室を開催 【実施期間】11 月末～ 3 月初 【実施場所】長門市保健センター他 【自己負担金】無料 ② 特定健診結果に基づく保健指導・受診勧奨 【目標・評価指標】保健指導実施率:86.0%、受診勧奨実施率:91.0% 医療機関受診率:72.0% 【対象者】 ・保健指導:HbA1cが 6.0 以上 6.5 未満で血圧・脂質のいずれかが要指導域の者(全て服薬無し) ・受診勧奨:HbA1cが 6.5 以上の受診勧奨判定値の者(全て服薬無し) 【実施方法】 ・保健指導:特定健診結果送付後、結果説明会及び電話・訪問等にて保健指導 ・受診勧奨:特定健診結果送付後、電話・面接・訪問等にて受診勧奨・受診確認 【実施期間】通年 【自己負担金】無料
糖尿病性腎症重症化予防事業	【対象者】糖尿病性腎症重症化予防プログラムにより規定した者 【実施方法】 ・受診勧奨:特定健診結果送付時に受診勧奨通知を同封し、医療機関受診が確認できない者に対しては訪問又は電話により再勧奨を行う。 ・保健指導:保健指導プログラムに基づき行う。 【実施期間】 ・受診勧奨:通年 ・保健指導:初回指導から 6 か月間のプログラム 【自己負担金】無料

高血圧症予防事業	【目標・評価指標】受診勧奨実施率:92.0%、医療機関受診率:55.0% 【対象者】一般市民・特定健診受診者のうち血圧収縮期 160mmHg以上または拡張期 100mmHg以上の者(服薬無し) 【実施方法】一般市民を対象に健康教室、減塩相談会、出前講座、を開催し、血圧値が受診勧奨対象者については、訪問・面接・電話等による保健指導・受診勧奨を実施。 【実施期間】通年 【自己負担金】無料
人間ドック・脳ドック 及び歯科健康 診断助成事業	①人間ドック 【対象者】30 歳以上 40 歳未満の被保険者、当該年度 4 月 2 日以降に長門市国保に加入した 40 歳以上の被保険者 【定員】30 人(先着順) 【実施期間】6 月～12 月 【助成額】検査費用の 85%。30 歳、35 歳は全額助成。 【受診方法】総合窓口課へ申し込みまたはホームページから申し込みをし、利用券の交付を受けた後に市内契約医療機関で受診する。 ②脳ドック 【対象者】30 歳以上の被保険者 【定員】50 人(先着順) 【実施期間】6 月～12 月 【助成額】検査費用の 85%。 【受診方法】総合窓口課へ申し込みまたはホームページから申し込みをし、利用券の交付を受けた後に市内契約医療機関で受診する。 ③歯科健康診断 【対象者】30 歳以上の被保険者 【定員】50 人(先着順) 【実施期間】6 月～12 月 【助成額】検査費用から一部負担金 300 円を控除した額。30 歳以上 5 歳ごとの節目年齢(30 歳、35 歳・・・70 歳)は全額助成。 【受診方法】総合窓口課へ申し込みまたはホームページから申し込みをし、利用券の交付を受けた後に市内契約医療機関で受診する。
重複・頻回受診者への 指導事業	【対象者】 ①重複受診者:同一疾病で複数の医療機関に受診している者 ②頻回受診者:同一月に医療機関で頻回に受診している者 【実施方法】山口県国保連合会より抽出されたリストを活用し、対象者には訪問・電話等により適正な受診指導や保健指導を行う。 【実施期間】12 月～3 月
普及啓発事業	①医療費通知の送付 3 か月に1回、受診実態を確認してもらうことで適正な受診を促す。

	②ジェネリック医薬品啓発事業 安価で同効が見込まれるジェネリック医薬品を普及させることで、医療費の抑制を図る。 ・ 被保険者証送付時にジェネリックシールを同封する。 ・ ジェネリック医薬品に変更することにより医療費減少が見込まれる被保険者に対して差額通知書を年4回送付する。 ・ 第 2 期データヘルス計画時、80%の利用率を達成しているが、医療費適正化向上につながっていることから第 3 期データヘルス計画でも継続する。 ③柔道整復療養費適正化事業 柔道整復受診の適正化を図る。 ・ 3 か月に1回送付する医療費通知で柔道整復療養費も併せて記載し、受診状況を確認してもらう。 ④国保制度周知・啓発事業 医療制度の改正など市民に周知する必要がある事項が発生した場合、パンフレット等を作成し、速やかに周知を行う。
健康教室等の事業	水中ウォーキング教室 【目的】運動できる環境のもと適切な運動指導を行うことにより、自身の健康づくりや介護予防に役立て、健康管理ができる人が増える。 【対象者】長門市在住の 40 歳以上で、医師から水中運動を禁止されておらず、要介護認定を受けていない者。(原則全回参加) 【定員】各部 30 人(先着順) 【実施期間】昼の部 7/3～9/25 毎週水曜日 (8/14 を除く全 12 回) 夜の部 7/4～9/26 毎週木曜日 (8/15 を除く全 12 回) 【実施方法】健康づくり、介護予防の観点から通所による水中運動を主とした包括的なトレーニングを実施。 【自己負担額】1 回 350 円
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	【目的】高齢者のフレイル状態の改善を図ることにより、健幸な状態の延伸、については医療費の適正化、介護予防による介護給付費の適正化につなげる。 【実施期間】通年 【実施方法】KDB を活用し地域の健康課題を介護保険部局等とも共有し、ハイリスクアプローチ・ポピュレーションアプローチの各種事業を行う。

* 年齢はすべて年度内到達年齢とする

4 推進体制

